



ビジネスでも活用

ドローンパイロット

養成スクール 受講生 募集

何故ドローンスクール？

ドローンは精密電子機械の塊です。機体も大変高価ですが、万が一操縦不能になり墜落したら大事故になります。車や飛行機は免許制度があり操縦技能を学ぶ免許制度がありますが、ドローンに関しては、まだ制度がありません。一般社団法人日本マルチコプター協会 (JMA) は国土交通省の操縦士養成マニュアルに則った安全マニュアルで操縦士を育成しています。



ドローンを飛行させるには

まずは、法律を知ろう！ドローンを飛行させるには、航空法、電波法、無人航空機に関する法律、民法、条例など多岐にわたっています。当スクールでは各種法令をわかりやすく説明いたします。飛ばしてもよい場所と飛ばせない場所の違いなど教材や便利なアプリの使い方を学んでいただけます。



DRONE STATION
スクールが
選ばれる理由

- 産業に特化
- 初心者でも1から学べる
- 無人航空機の飛行に関する許可・承認申請に有利
- 学科実技2日でOK
- 全国の事例が学べる

DRONE STATIONでは

- ✓ ドローン事業に参入する技能や知識を習得する事が可能。
- ✓ 産業に特化。
- ✓ 初心者でも1から学べる。
- ✓ 無人航空機の飛行に関する許可・承認申請可。

1 産業に特化

当スクールの講師は、空撮や測量などドローンの第一線で活躍しています。ビジネスで活躍できるスキルを習得できるのが私たちが運営するスクールの特徴です。また、プロ用ドローンを貸出ししますので、購入の必要はありません。

2 初心者でも1から学べる

無人航空機の取り扱いはとても危険で、正しい知識と高度な飛行技術は必須です。当スクールは航空力学や気象などの専門知識の講習、マニュアル飛行などの技術的指導を行うことで、危険回避また、正しい判断でのフライト計画が立てれる講習です。

3 無人航空機の飛行に関する許可

国土交通省の申請に至っては、飛行マニュアルなど、飛行実績を個人で証明することは大変なことです。しかし、スクールなど公共性の高い期間の終了証などは信頼性が高く、今後の申請業務に当スクールの終了実績は有効と考えています。

DRONE
STATION.

パイロット養成コース

座学

- ・ 無人航空機の上級基礎知識
- ・ 航空力学
- ・ 関連法令
- ・ アプリの操作設定

実技

- ・ 指導実習、全般の操縦
- ・ GPS 環境下外の訓練
- ・ 目視外操縦飛行訓練
- ・ テレメトリー操作実践応用

学科実技2日。ドローンの知識を身につけ、安全に飛行を行いましょう！

165,000円 (税込)

フライトコース習得で『国交省の全国包括申請許可』の、終了証を発行いたします。 ※申請にはドローンが必要となります。

フライトコース (内訳)

- ・ 学科講習
- ・ 操縦訓練
- ・ 包括申請
- ・ 認定証発行
- ・ 発行ライセンス
「JMA 無人航空機技能認定」
「JMA 無人航空機安全管理者」

※日程はお問い合わせください。 ※法人用フライトコースもございます。

一般社団法人日本マルチコプター協会 認定スクール

ARIAKE **DRONE** STATION®

〒8320081 福岡県柳川市西浜武 1114-1

お問合せ

0944-88-9168

<https://www.jma.world/>



ビジネスでも大活用 ドローンパイロット 受講生募集！！



一般社団法人 日本マルチコプター協会認定校

ARIAKE DRONE STATION®

〒832-0081 福岡県柳川市西浜武 1114-1

0944-88-9168



ドローンスクール事業

- 上空 150m 飛行可能
- 国交省の全国包括申請許可 取得
- 少人数制！最終価格最安値！

[JMA認定パイロット養成コース(2日間)申請コミコミパック]

165,000 円 (税込)

- [座学] 学科講習・学科試験(無人航空機の基礎知識・関連法令 他)
- [実技] 操縦訓練・実技試験(基本操縦操縦・GPS環境下外の訓練 他)
- 国交省 全国包括申請許可
- JMA無人航空機認定証 発行
- 発行ライセンス「JMA無人航空機技能認定」「JMA無人航空機安全管理者」

国交相の許認可を受け作成した教材を使用しドローンスクール(無人航空機対象)を実施。2日間でドローンの技術、航空法、空力学等々を学び、終了後、国交相への包括申請を行います。

『JMA無人航空機認定証』の発行と『包括申請』

養成コース修了者にはJMA(一般社団法人日本マルチコプター協会)無人航空機技能認定証の発行と国交省の全国包括申請を行います。

また、養成コース修了者にはJMA会員として、無人航空機の法改正情報などをお知らせする他、JMAが開催する講演会や勉強会へご参加いただけます。



国交省の全国包括申請について

国交省の全国包括申請で許可を得ることで、航空法に定められる、飛行が禁止の空域を飛行することが可能となります。また、同法に定める飛行に承認が必要となる飛行方法についても可能となります。



[機体の登録が必要]

また、申請にあたっては保有ドローン機体番号と認定証との紐付け登録が必要となります。

JMA会員の方は追加も含め当スクールで代行します。

[飛行の許可が必要となる空域]

- 空港等の周辺の上空の空域
- 人口集中地区の上空
- 150m以上の高さの空域

[承認が必要となる飛行の方法]

- 夜間飛行 ●目視外飛行
- 人や建物等と30m未満の飛行
- イベント上空飛行
- 危険物輸送 ●物件投下

JMA会員について

初年無料 2年目以降 16,500 円 (税込)

国交省の全国包括申請は1年毎に更新が必要です。それに伴い『JMA無人航空機認定証』に1年毎に更新いたします。JMA会員特典として更新手続き更新認定証発行、追加機体登録など各種手続きを代行いたします。



ドローン購入についても
お任せください。

機体の整備、安全管理もパイロットの大切な責任です。ライセンス管理に加え機体の購入、整備についてもお任せください。